



消費税基本解説 補足資料

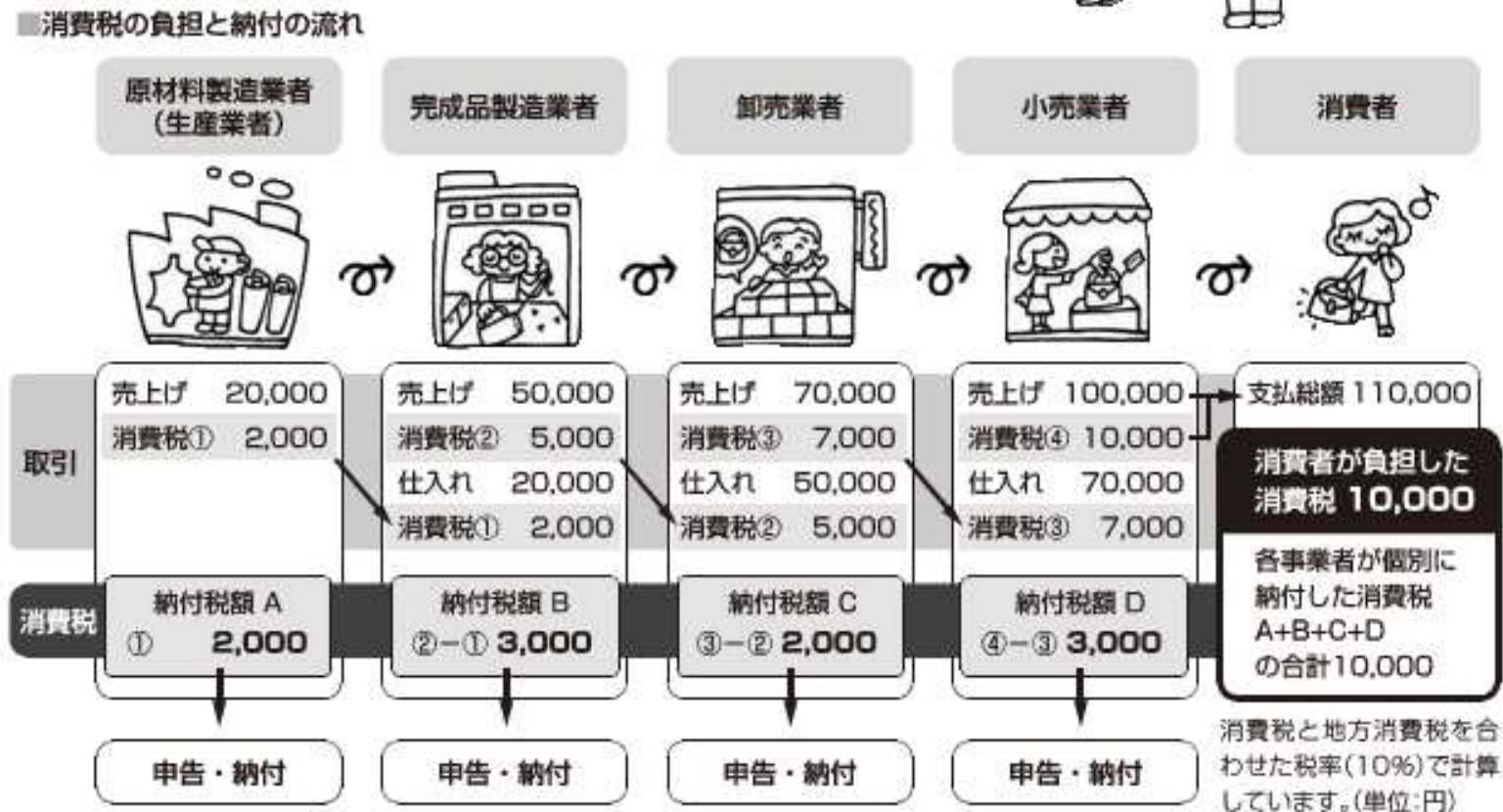
税理士法人ウィン合同会計事務所
大阪市中中央区谷町1-3-5-5F
税理士 近藤元信

1. 消費税の基本的な仕組み

1、消費者に一般に広く公平に課税する間接税です。

消費税を負担する者 = 消費者

消費税を申告、納付する者 = 事業者



1. 消費税の基本的な仕組み

2、事業者の納税事務の負担等を軽減するために、次のような措置が講じられています。

- ・事業者免税点制度

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、免税事業者となります。(特定期間にも注意)

- ・簡易課税制度

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、**一般(本則)課税制度**にかえて簡易課税制度を選択できます。

2. 押さえておきたい用語の説明

- 1、課税期間・・・納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいいます。原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。
- 2、基準期間・・・ある「課税期間」において、消費税の納税義務が免除されるかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。
原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。(特定期間にも注意)
- 3、課税売上高・・・消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます。

2. 押さえておきたい用語の説明

4、課税仕入れ・・・事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け又は役務の提供を受けることをいいます。単に商品の仕入れだけを指すものではありません。

5、課税事業者・・・次のいずれかに該当する者をいいます。
基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者
課税事業者を選択している事業者
新設法人等に該当する場合

3. 一般(本則)課税と簡易課税方式

1、一般課税の場合、事業者は課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れに係る消費税額を控除した金額を納付しますが、簡易課税を選択している場合は、納税額の計算方法が異なります。

< 一般課税 >

消費税の納付税額 = 課税売上に係る消費税
- 課税仕入れ等に係る消費税額

< 簡易課税 >

消費税の納付税額 = 課税売上に係る消費税
- 課税売上げに係る消費税 × みなし仕入率

* 例えば、卸売業90%、小売業80%、製造業70%、その他60%、サービス業50%、不動産業40%と決められている。

3. 具体的な税額の計算例

- 1、サービス業を例にとった場合、下記のとおり納税額に差が出てくる可能性があります。

一般課税（万円）	本体価額	消費税
課税売上	1,000	100
課税仕入	300	30
納税額		70

簡易課税	本体価額	消費税
課税売上	1,000	100
みなし仕入率	100 × 50%	50
納税額		50

* 今回の様に簡易課税が有利になるケースもあれば、一般課税の方が納税額が小さくなることもあります。

* 簡易課税を選択する場合は、課税期間が始まる前（前期中）に届出を提出する必要があります。

* 簡易課税を選択した場合は、2年間の継続適用となります。